第3章

本市の主な災害対策

≪市民防災マニュアルより（大阪市危機管理室）≫

１．大阪市防災・減災条例　～自助・共助・公助で命を守る～

大阪市防災・減災条例について
～　自助・共助・公助で命を守る　～

大阪市では、平成 27 年 2 月 1 日から大阪市防災・減災条例を施行し、公助に加えて、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

① 大阪市・市民・事業者の責務と役割の明確化、連携協力

大阪市と市民・事業者の防災に関する主な責務と役割を明確化しました。

● **大阪市**
・大阪市・区地域防災計画の作成
・自主防災活動への支援
・災害時の市民生活の安定を図るための業務継続計画の作成

● **市民**
・自宅等の安全性の確保や防災知識の習得
・防災訓練への参加
・自主防災組織の結成

● **事業者**
・事業所等の安全性の確保や防災資機材の整備
・防災訓練への参加
・防災・減災計画や災害時の事業継続計画の作成

② 自主防災組織の確立による地域防災力の向上

地域における自助・共助を推進し、市民の皆さんや自主防災組織の取組みを通じて、防災力向上を図ります。

● **地区防災計画の作成、自主防災活動の推進**
● **毎年１回以上の防災訓練の実施**
● **避難や災害に関する情報収集**
・あらかじめ避難場所や避難経路等の確認をしておく。
・災害発生時やそのおそれがある時には、自ら積極的に情報収集を行う。
● **避難場所の確保**
・地域の特性に応じて、施設管理者の協力を得て、あらかじめ津波等による浸水から避難することのできる場所の確保に努める。
● **災害時の避難所運営への協力**
● **避難行動要支援者の避難支援**
・自主防災組織は、避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成し、必要な取組みを行うよう努める。

③ 地域特性をふまえた災害リスクへの対応

大阪市と市民・事業者は、次のことに取り組みます。

● **豪雨等による浸水被害の防止・軽減対策**
● **地下街等の管理者による、津波や豪雨による浸水からの避難確保計画の作成及びその実施**
● **大阪市施設の耐震対策や市民・事業者による建築物の耐震化の促進**
● **エレベーター閉じこめ防止対策**
● **建築物の不燃化など市街地の防災構造の改善**
● **ターミナル駅周辺での帰宅困難者対策の推進**

④ 多様な主体による参加・参画推進

● 大阪市は、女性や高齢者、障がい者など、さまざまな人が防災・減災対策に参画しやすい環境づくりを進めます。
● ニーズに応じた備蓄品目の拡充など、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）に配慮した防災・減災対策を進めます。

（市民防災マニュアルより引用）

○ 大阪市防災・減災条例を制定しました【大阪市 HP】
http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000291154.html

２．大阪市の防災計画

大阪市の防災計画について

市地域防災計画

●大阪市防災会議が作成する、市全体の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する内容を定めた計画
●本市・行政機関・公共機関等の防災対策や、市民等・事業者による自主防災活動との連携・支援など、総合的な防災活動を記したもの

区地域防災計画

●各区役所が、市地域防災計画をもとに区の特性をふまえて作成する、区の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に関する内容を定めた計画

地区防災計画

●地域の住民や事業者の方々が作成する、地域の防災活動に関する内容を定めた計画
●地域での防災訓練の実施や、食料や水等の備蓄、高齢者等の避難支援など、地域の自発的な『共助』による防災活動を記したもの

（市民防災マニュアルより引用）

○ 大阪市地域防災計画 <共通編・対策編>【大阪市ＨＰ】（令和７年３月）
http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html
○ 大阪市地域防災計画＜資料編＞【大阪市ＨＰ】（令和７年３月）
http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000042642.html

●避難情報を知っていますか？

災害時の「避難情報」を、5段階の警戒レベルでお知らせしています。それぞれの意味を知り、適切な対応ができるように心構えをしておきましょう。

警報レベルとその意味		
市町村が発令	警戒レベル5 緊急安全確保	既に災害が発生又は切迫している状況。**命の危険があるため、直ちに身の安全を確保**する。
	警戒レベル4 全員避難	**危険な場所から全員避難**する。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。
	警戒レベル3 高齢者等避難	**危険な場所から高齢者等は避難**する。その他の人も必要に応じ、危険を感じたら自主的に避難する。※**レベル3発令前でも、危険を感じたら自主的に避難**をする。
気象庁が発表	警戒レベル2 避難行動の確認	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの**避難行動を確認**する。
	警戒レベル1 心構えを高める	災害への心構えを高める。

自主的に避難する場合は、親戚や知人の家など安全な場所を事前に確保してください。
自主避難先の確保が困難な方のために、大阪市では「自主避難所」を開設する場合があります。

（市民防災マニュアルより引用）

３．大阪市からの避難情報

大阪市では、防災スピーカーや携帯電話･スマートフォンへの緊急速報メールなどにより、必要な場合に避難情報を発令します。

	警戒レベル3 高齢者等避難開始	警戒レベル4 全 員 避 難	警戒レベル5 緊急安全確保
発令時の状況	◆人的被害の発生する可能性が高まった状況	◆人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ◆前兆現象の発生など人的被害の発生する危険性が非常に高い状況	◆既に災害が発生又は切迫している状況
皆さんにしていただく行動	◆避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者は避難する。 その他の人は、避難の準備を整える。	◆危険な場所から全員避難※する。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。 ※避難先は、公的な避難場所に限りません。近くの家族や親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておいてください。	◆命を守るための最善の行動をとる

避難情報の伝達手段

＊防災行政無線テレホンサービス(06-6210-3899※通話料有料)で確認できます。

携帯電話等	緊急速報メール、ホームページ、X、おおさか防災ネット、LINE、Yahoo!防災速報アプリなど
携帯電話以外	防災スピーカー(防災行政無線)＊、ケーブルテレビの字幕放送･防災情報サービス(※利用料有料)、ガス警報器(※利用料有料)、テレビ、ラジオ、地元組織への連絡、広報車など

防災スピーカーのサイレン(警報音)パターン

緊急事態の種類	警報音パターン
テロやゲリラなど武力攻撃に関する警報 弾道ミサイル攻撃に関する警報	国民保護サイレン14秒吹鳴
大津波警報	サイレン　3秒吹鳴　3秒吹鳴　3秒吹鳴 2秒休止　2秒休止
津波警報	サイレン　5秒吹鳴　5秒吹鳴 6秒休止
警戒レベル４	サイレン　10秒吹鳴　10秒吹鳴　10秒吹鳴 10秒休止　10秒休止
警戒レベル５	サイレン　20秒吹鳴　20秒吹鳴　20秒吹鳴 10秒休止　10秒休止
緊急地震速報(震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合)	緊急地震速報チャイム音

（「市民防災マニュアル」より引用）

○ 大阪市防災行政無線システム【大阪市 HP】

https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011830.html

○　災害への備え（大阪市の備蓄体制）

https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000388272.html

★ 防災ポータルサイト（私たちの防災）

https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000104403.html

特別警報

特別警報は、「東日本大震災」や「伊勢湾台風」などに匹敵する大規模な災害が予想される場合に気象庁から発表されます。

特別警報が発表されたら

- 尋常でない大雨などが予想されています。
- 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ただちに命を守る行動をとってください。

非常事態

大阪市からの避難指示に従いただちに避難所に避難！

外出が危険なときは、家の中で少しでも安全な場所に移動！

「住居の位置」や「住居の構造」、「既に浸水が生じている状況なのか否か」によって「自宅外避難」の必要性は異なりますので、冷静な判断が重要です。災害から命を守ることができる行動を考えておきましょう。

Point

冷静な判断が必要です。周囲の状況に応じた行動を！
浸水の中の避難は非常に危険！

特別警報の発表基準

◆ 気象

現象の種類	基　準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（「気象等に関する特別警報の発表基準」（気象庁ホームページより））

◆ 津波・地震

現象の種類	基　準
津波	高いところで３メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予測される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動階級４）を特別警報に位置づける）

（「津波・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準」（気象庁ホームページより））

災害モード宣言

大阪府では、広域的な大規模災害が発生、もしくは迫っていることを府民や事業者の皆様へ呼びかけ、日常生活の状態から災害時の状態への切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を導入しました。府が「災害モード宣言」を発信した場合には、府ホームページ、府防災情報メール、Yahoo！防災速報、各種SNS等での情報発信が行われ、本市でも市民の皆様に宣言内容をお知らせします。

宣言の目安

・気象台予測での大阪府域における最大風速30m以上の台風が、府域に上陸・最接近することが見込まれる場合に実施。
・府域に震度6弱以上を観測した場合に実施。

（市民防災マニュアルより引用）

●全国瞬時警報システム（J－ALERT）とは

　緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、対処に余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて国（気象庁・消防庁）から市に瞬時に伝達した場合に、市の防災行政無線が自動起動されるシステムです。大阪市では、国が発信した緊急情報を受信した場合に、防災行政無線を用いて市民の皆様へお知らせする全国瞬時警報システム（J－ALERT）の運用を平成23年4月1日から開始しています。（大阪市HPより）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の概要

全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。

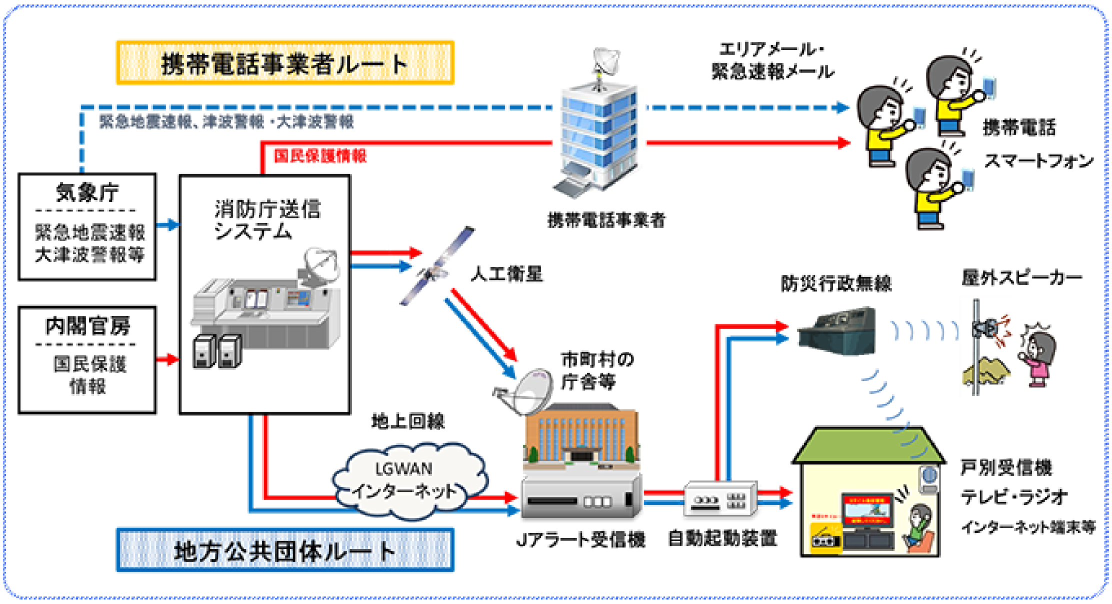

（総務省消防庁HPより引用）

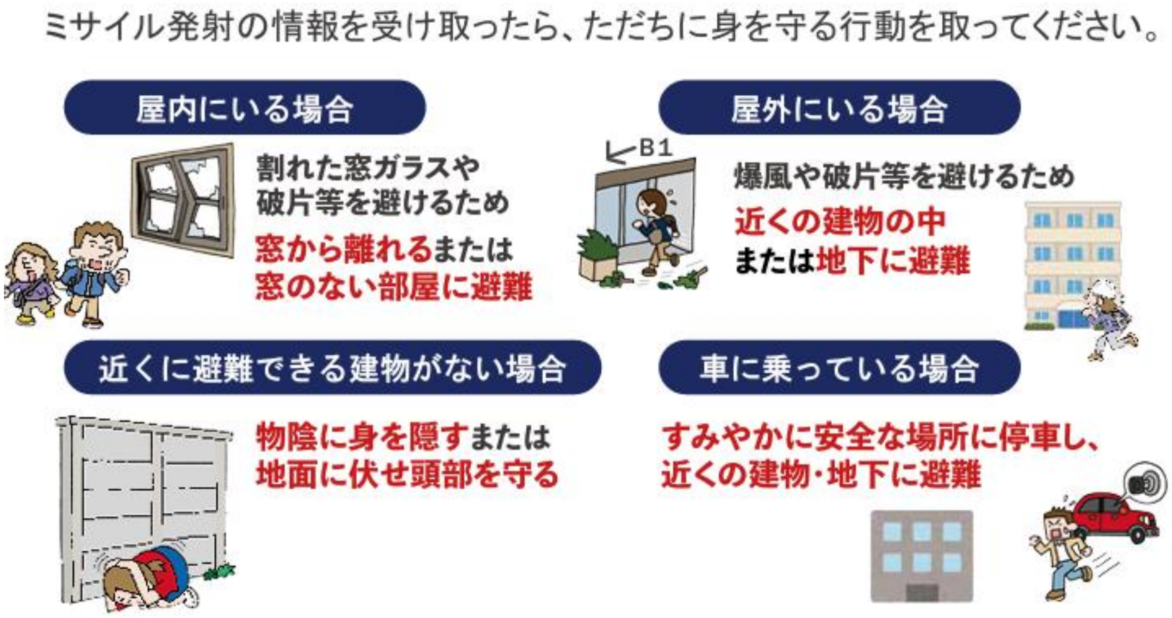

（「市民防災マニュアル」より引用）

●資料●　避難所・避難施設・ボランティア活動

大阪市域の地形は、比較的平坦であるため、津波や河川氾濫から身を守るためには少しでも早く「高い」場所に避難する必要があります。大阪市では、津波浸水や河川氾濫による浸水のおそれのある22区（天王寺区･阿倍野区以外）を対象に、丈夫で高さのある建物を「津波避難ビル」「水害時避難ビル」として指定を進めています。

津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）

平成 25 年 8 月の大阪府による津波浸水想定結果を踏まえ、市民の皆さんが津波から一時的または緊急に避難･退避する施設として、西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区を対象に津波避難施設の確保を進めています。公共施設については順次指定を進めており、民間施設についても民間企業の協力のもと協定を締結し、津波避難施設の確保に努めています。

津波避難施設のマーク

津波避難施設の指定状況については、危機管理室ホームページをご覧ください。
http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000138173.html

避難所で必ず行うこと

1. 家族の名前や住所を登録する。
2. 介助や医療の必要な方は申し出る。
3. 持病のある方は申し出る。
4. 起床、就寝時間を守る。
5. ごみはルールに従い分別する。
6. 煙草は定められた場所で吸う。
7. 自宅を留守にする場合は鍵をかける。
8. その他避難所運営委員会で定められたルールを守る。

避難所・避難場所

大阪市では次のような避難所･避難場所があります。

避難所

➡ **災害時避難所**
宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設。
小・中学校など。

➡ **福祉避難所**
災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所。

避難場所

➡ **広域避難場所**
同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する大きな公園など。

※避難路→広域避難場所までの安全な道路

➡ **一時避難場所**
一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など。

➡ **津波避難施設（津波避難ビル･水害時避難ビル）**
津波などの水害から一時的または緊急に避難・退避する施設。

帰宅困難者

大規模な地震等で公共交通機関が止まった時に多くの人々が一斉に移動を開始すると、駅への人の集中による集団転倒、帰宅途中の落下物による死傷の危険、緊急車両の通行の妨げの恐れがあるため、職場など安全な場所に留まりましょう。
その後、公共交通機関の運行再開や混乱の収束を確認してから帰宅しましょう。
災害時に徒歩で帰宅する場合は、下記のマークがあるガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどでは、水道水・トイレ・道路情報などの帰宅支援サービスが受けられます。

エコノミークラス症候群

長時間、同じ姿勢で座ったままでいることで、膝の裏あたりの静脈の血が流れにくくなり、血の固まりができてしまう病気です。重症になると足にできた血の固まりが肺に詰まり、息が苦しくなり胸の痛みを訴えて、最悪の場合は死に至ります。
※ 新潟中越地震で自宅が倒壊した被害者で、３日間以上自動車で寝起きした中高年者の方に肺塞栓症（エコノミークラス症候群）が起こりました。

＜予防するには＞
- ■ 水分を適度に取る。ただし、アルコールやカフェインの入った飲物は利尿作用があるので控える。
- ■ 体を締めつける服は避け、ゆったりとした衣類を身につける。
- ■ 歩いたり軽く屈伸運動するなど、適度に身体を動かす。
- ■ 避難所で朝の体操をするのも良いでしょう。

胸の痛みや、片側の足の痛み・赤くなる・むくみがある方は早めに医師に相談してください。

ボランティア活動

阪神大震災では、ボランティアによる支援活動に注目が集まりました。

大阪市では昭和 57(1987)年に設立された大阪市ボランティアセンターや各区ボランティアビューローに登録した人たち、また、それ以外の人々によって被災地や南港に設けられた一時避難所等で支援活動が行われました。

被災地では、こうべ市民福祉交流センター（神戸市中央区）での支援物資の仕分け・搬出作業が行われ、ボランティアセンターからは延べ 1361 人が派遣されていました。

また、大阪市内ではインテックス大阪に設けられた一時避難所やフェリーを用いた休息所での食事の準備などに従事していました。

大阪市にボランティア登録した人は平成7年3月末の時点で 1 万 8034 名でしたが、そのうち震災ボランティアとして登録した人は 3149 名とその関心が高かったことがうかがえます。

(H26 年度常設展示目録_大阪市公文書館
「大阪の災害～復興と防災のあゆみ」より引用)

全国から駆け付ける災害ボランティア

大規模な災害が発生した場合、被災者を支援するために全国から多くのボランティアが駆けつけます。
ボランティアを受け付ける災害ボランティアセンターは、区ごとに区民センターなどに開設され、支援を必要とする被災者との調整などを行います。
支援内容や相談方法は開設後すぐに広報されますので、支援が必要な場合もしくはボランティア活動に参加したい場合は災害ボランティアセンターに相談しましょう。

＜災害ボランティアの活動例＞

- ●被災者への炊き出し
- ●救援物資の仕分け・配布・運搬
- ●家屋の片付けや清掃
- ●避難所や仮設住宅での生活者への支援
- ●高齢者や子どもの話し相手　など

被災した直後は混乱し、これからの生活に不安を抱えることでしょう。そこにボランティアが駆け付け、精神的にも大きな支えになります。自立心を忘れず、少しでも早く元の生活にもどれるようボランティアと力を合わせてがんばりましょう。

大量の支援物資を仕分けするボランティアたち（阪神・淡路大震災）

（市民防災マニュアルより引用）